

(別添3)

知財総合支援窓口の円滑な運営に資する窓口支援担当者が行う業務サポート

窓口支援担当者は、INPIT が提供する相談実務ガイドライン等の遵守を徹底するとともに、知財総合支援窓口の円滑な運営のため、窓口運営業務の事業責任者からの業務サポート依頼を受けつつ、常に窓口運営事業者、専門家との情報共有や協力関係のもとでの業務実施を徹底する。

①中小企業等に対する支援及び周知活動に関する業務

i) 支援に関する業務（総論）

常設窓口及び臨時窓口において、窓口所在地の都道府県内の中小企業等からの相談を受け付け、相談者とのコミュニケーションをとりながら、その中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理し、知的財産の側面から課題解決に向けた支援を行う。

また、支援の実施にあたっては、常設窓口又は臨時窓口で対面での支援、及び、相手先への訪問支援のほか、電話、E-Mail 等に加え、Web 会議システムの積極的な活用を図る。

相談対応にあたり、支援体制の強化・周知活動に努めること。

ii) 企業訪問による課題発掘

知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図る中小企業等を発掘し、積極的に訪問するとともに、企業へのヒアリング等を通じて課題を顕在化した上で、経営戦略の中に知財戦略を取り込むべく、オープン・クローズ戦略や知的財産権ミックス、海外展開等の知財戦略の構築に向けた提案を行いつつ、専門家とも協働し課題解決支援を行う。

iii) INPIT の他事業との連携

相談者からの相談内容や課題のうち、海外展開に関することや営業秘密、知財戦略に関すること、产学連携やイノベーション創出等の専門的な内容を含む場合、その他必要に応じて、INPIT の他事業と連携して一体的な支援を実施する。

iv) 専門家の活用

ア) 相談者からの相談内容や課題が、高度かつ専門性が高い場合は、窓口機能強化事業で提供する知財専門家（弁理士・弁護士等）やデザイン・ブランド等の専門家の活用を図り、専門家と連携し、協働して、中小企業等の事業上の課題解決に向けた効果的な支援を実施する。

イ) 窓口機能強化事業で提供する専門家を活用する場合、当該都道府県内の専門家を最優先とし、適切な者がいない場合には、ブロック（経済産業省組織令第102条に規定する管轄区域。以下、「ブロック」という。）内の専門家の活用を第二優先となる。最終的に当該都道府県内及びブロック内に適切な者がいない

場合は、他ブロックの専門家を活用できる。（専門家は、窓口機能強化事業者を介して INPIT が派遣する。年度毎において利用可能な専門家の活用可能回数の目安については、別途 INPIT が指定する。）

ウ) INPIT が提示する弁理士及び弁護士を常設窓口または臨時窓口等で計画的に活用し、定期的な相談会が開催されるため、これに協力する。

エ) 活用する専門家については、窓口機能強化事務局において候補者の登録が必要なため、窓口において活用予定の専門家を推薦するため、これに協力する。

v) 加速的支援に関する業務

知財総合支援窓口において支援を実施している相談者の中から、中堅・中小・ベンチャー企業等に対して知財の戦略的活用を通じて事業の持続的成長を図ることを目的に支援する「加速的支援」の対象となる企業を発掘し、INPIT 加速的支援室、窓口機能強化事業者、専門家及び支援機関等と協働した支援を実施する。なお、各知財総合支援窓口において、加速的支援の候補となる企業・団体を年度内に 5 件以上、窓口機能強化事務局を介して INPIT に提出することに協力する。加速的支援の候補となる企業・団体に適しているかを窓口機能強化事務局と議論を行うために 1 回以上実施される予材検討会に参加し、連携・協働する。

vi) その他の支援等に関する業務

ア) 電子出願ソフトを用いた電子出願手続に関する支援を行うこと。

イ) INPIT が提供する特許等情報検索ツール（J-PlatPat 等）を用いた特許情報等の活用に関する支援を行うこと。

ウ) 特許庁その他の関係機関及び中小企業支援機関が実施する支援施策の紹介を行うこと。

エ) IP ePlat 等の INPIT が提供しているコンテンツを活用し、中小企業、支援機関等に対し知財人材育成サポートを行うこと。

オ) 窓口の実施体制及び担当者に変更が生じた場合、業務内容、進捗状況や関係者情報等について、OJT 等を通じて後任者への実務的な引継ぎに協力すること。

vii) 相談対応及び支援における留意事項

ア) 本事業において実施する相談対応及び支援は「助言」、「アドバイス」までに止め、弁理士法第 75 条、弁護士法第 72 条の規定に定められた業務は行ってはならない。知財専門家（弁理士・弁護士等）を活用した支援の場合であっても同様とする。

イ) 支援を実施する企業の所在地は、原則当該都道府県に限るが、INPIT から指示された場合は、この限りではない。

viii) 周知活動に関する業務

知的財産への意識が希薄な中小企業、支援機関等に対する知的財産活用の重要性等について「気づき」を与えつつ、知的財産の活用を促すための周知活動を実施する。

企業、支援機関等の訪問による周知活動については、1回の出張（外勤）で2者以上の訪問を行う等、効率的に実施する。

周知活動については、例えば、以下の方法等により実施する。

- ・中小企業等に対する個別訪問による周知
- ・支援機関への個別訪問による周知
- ・中小企業等、支援機関又は自治体等の関係機関等に対するセミナーの実施
- ・展示会等への出展

その他、知財総合支援窓口のWebサイト「知財ポータル」への記事掲載を活用した周知・広報を知財総合支援窓口が行うため協力する。

②支援機関等との連携関係の構築及び推進に関する業務

i) 他の中小企業支援機関との連携等に関する業務

窓口所在地の都道府県内の中小企業等の事業戦略及び知財戦略の構築に対する包括的かつ効果的な支援や、より高度な経営課題及び事業戦略上の課題に対応した支援を可能とするため、地方自治体、金融機関、よろず支援拠点、商工会・商工会議所、商工会をはじめとする中小企業支援機関や金融機関等との連携関係の推進を図ること。

特に、知財総合支援窓口の目標指標となる関係機関との連携件数に関して、中小企業支援機関との有機的な連携により、地域特性に応じた他機関との継続した関係性の構築、情報共有の体制への協力を図る。

ii) 農林水産分野に係る支援機関との連携等に関する業務

農林水産分野における知財活用事業者の掘り起こしのため、農業普及指導センター等の農業者及び水産業者に対する支援機関等との連携関係の構築及び推進すること。

iii) 地方自治体及び経済産業局等との連携等に関する業務

地方自治体及び経済産業局等との連携による地域中小企業の支援を行うため、特許庁が策定している「地域知財活性化行動計画」の内容に応じて、地方自治体及び経済産業局等との連携関係を構築する。特に、同計画に基づく地域KPIの達成に協力するため、地方自治体との連携関係の推進を図ること。また、当該地域知財総合支援窓口としての特性等を活かし、地方自治体及び経済産業局等と有機的な連携を行う方策等を提案すること。

iv) 知財経営支援ネットワークによる連携等に関する業務

令和5年3月に構築（令和6年12月に拡充）した知財経営支援ネットワークによる地域の中小企業・スタートアップに対する支援の取組に対して協力する。

v) その他関係機関との協働に関する業務

INPITの要請により、INPIT、特許庁、経済産業局、日本弁理士会等その他の関係機関と協働した事業等の実施に協力する。また支援機関に対しても、知財活動の重要性に関する認知度向上のための周知活動も行い、関係機関が開催する会議等は、会議の共催も含め積極的に参加すること。

vi) 知財支援機関連携会議の開催

窓口所在地の都道府県内の支援機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ総合的な支援体制を構築することを目的として、i) ~iv) に掲げた関係機関等を対象に「知財支援機関連携会議」を知財総合支援窓口が開催するため協力する。

③その他知財総合支援窓口の運営に関し必要な業務

i) 中小企業等に対する支援成果の把握

知財総合支援窓口が中小企業等に対して行った支援（加速的支援を除く）の成果について、当該中小企業等に対するヒアリングを行い、事業責任者に報告する。ヒアリングを行う項目には、当該中小企業等における事業成長が客観的に分かる情報（例えば、売上や利益の拡大、投資の状況、社内体制の整備状況等）を含め、具体的な手法については INPIT の指示に従うこと。

ii) 窓口利用者への顧客満足度アンケート（CS アンケート）調査票の配布

知財総合支援窓口の利用者に対して、アンケート調査票提出の協力を依頼すること。

iii) 支援事例の抽出

「出願・権利化」という権利化までに留まる支援事例ではなく、他の支援機関との連携支援事例や多様な専門家を活用して成果を上げた事例、知財活用による事業成長、経営課題の解決に繋がったような好事例について、知財総合支援窓口が半期に1件以上窓口機能強化事務局に提出するため、これに協力すること。

④窓口支援担当者に参加を義務づける研修または会議

- ・ 窓口支援担当者が活用する各種ツールの活用と有効性啓発に関する研修
- ・ 窓口機能強化事業者が実施する能力の維持向上のための研修
- ・ 窓口機能強化事業者が当該各年度内において開催する支援担当者等を対象とした
ブロック単位研修

また、上記研修以外の知的財産に関する最新の情報や、相談者への対応に必要な知識を得るための研修は、窓口運営業務の事業責任者の理解及び窓口相談支援事業事務局の了承を得た上で参加すること。

知財総合支援窓口が実施する知財支援機関連携会議等の必要な会議については、窓口運営業務の事業責任者の要請に基づき参加すること。